

第8期平戸市高齢者福祉計画・ 平戸市介護保険事業計画について

令和 2 年 7 月 30 日

平戸市

目 次

I 計画策定にあたって	1
1 計画の背景	1
2 計画の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 アンケート調査の実施	7
II 第8期介護保険事業計画について	8
1 国の第8期基本指針で検討されている事項	8
2 計画策定における主なポイント	8
3 計画に盛り込む主な事項	10

I 計画策定にあたって

1 計画の背景

○介護保険法が平成9(1997)年12月に制定され、平成12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者または病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつくられ、運用されてきました。

○開始から20年目となる介護保険制度は、高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等に関わる各種動向の推移に合わせて、これまで様々な対応が行われてきました。

※参照:p2図1 介護保険制度等をとりまく経過

○第7期介護保険事業計画は、各地域において、第6期を踏まえて地域包括ケアシステムの推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備のための期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

○地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7(2025)年までに、各地域の実情に応じてこれを構築するよう自治体等に求めています。

※参照:p3図2 平戸市における地域包括ケアシステムのイメージ

○令和7(2025)年とは、わが国において、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来するとされている年です。

○さらに、令和22(2040)年には、わが国の人口は約1億1000万人になり、1.5人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています。

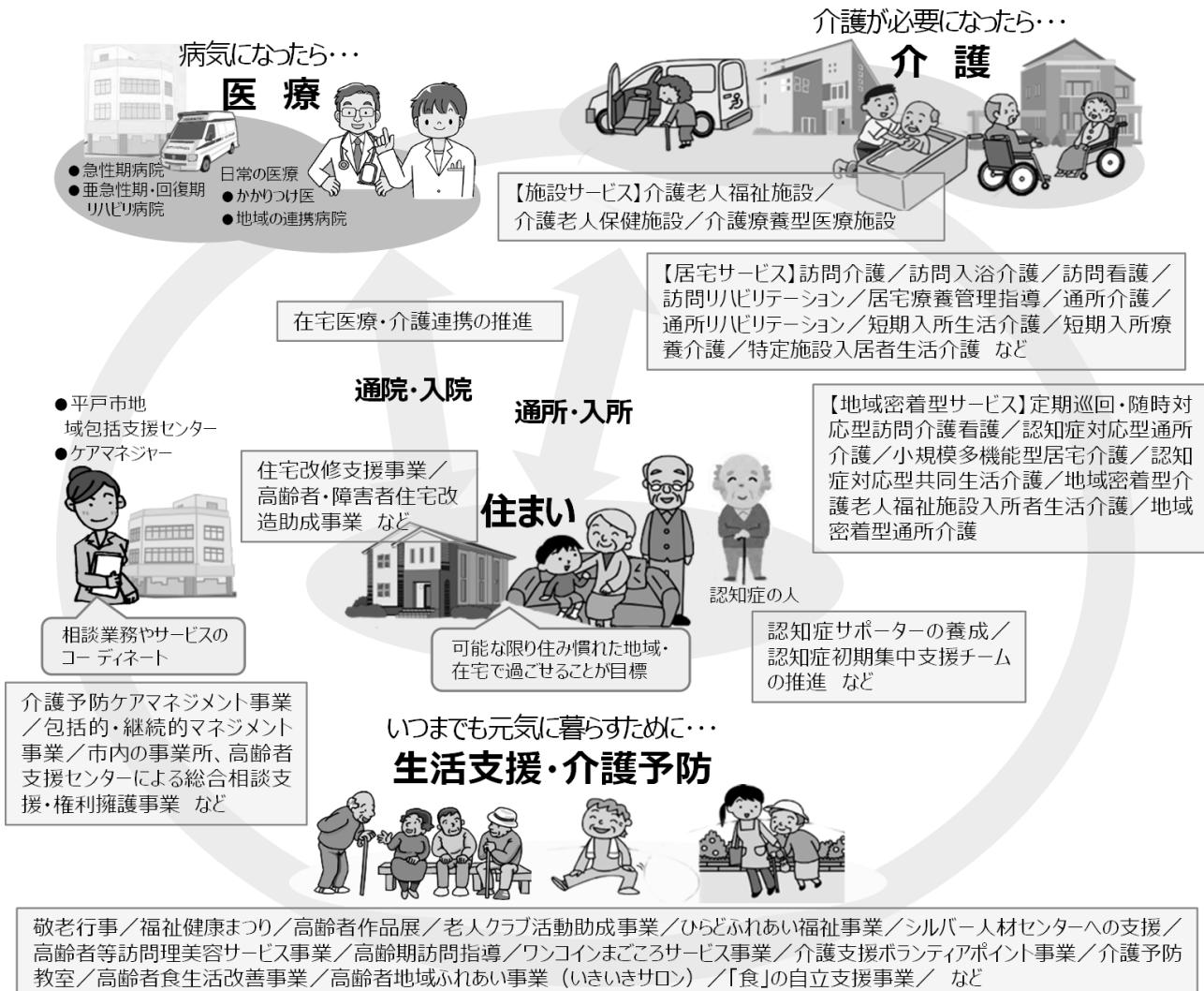
※国立社会保障・人口問題研究所、2017年推計、出生率・死亡率中位仮定

○第7期までの高齢者・介護保険事業計画は令和7(2025)年を見据えての対応が図られてきましたが、第8期ではその先、令和22(2040)年までを見据えた計画の策定が求められることになります。

▼図1 介護保険制度等をとりまく経過

	第5期 (2012~2014年)	第6期 (2015~2017年)	第7期 (2018~2020年)	第8期 (2021~2023年)
高齢者・介護保険制度等	<p>●地域包括ケアの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症施策の推進 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護の連携推進 ・生活支援サービスの充実 	<p>●医療介護総合確保法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業スタート 	<p>●地域包括ケア法</p> <p>○地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化 ・医療介護の連携の推進 ・地域共生社会の実現に向けた取組 <p>○介護保険制度の持続可能性の確保</p>	<p>2025年に向けた対応</p> <p>2040年に向けた対応</p> <p>■第8期計画に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年以降の現役世代の急減 <p>■現状の課題</p> <p>○本人・家族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防、健康づくり介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸) ・家族支援、虐待防止 <p>○支え手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能の強化 ・地域共生社会の実現 ・多職種連携／ICTの活用
その他		<p>●新オレンジプラン(2015~2025年)</p> <p>○認知症の普及・啓発(認知症サポート)</p> <p>○様態に応じた医療・介護等の提供(医療等研修、認知症ケアパス)</p> <p>●認知症施策推進大綱</p>	<p>●我が事・丸ごと地域共生社会(2016年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢、障害、児童等の包括的な支援 ・複合課題(ダブルケア、8050問題)等への対応 ・「地域共生社会」の実現 ・一億総活躍社会(2016年)「安心につながる社会保障」介護離職者数をゼロに 	

▼図2 平戸市における地域包括ケアシステムのイメージ



資料：第7期平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画より

2 計画の趣旨

- 平戸市(以下、「本市」といいます。)では、「第7期平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画」(以下、「第7期計画」といいます。)において、「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を目指す高齢社会像とし、全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるまちづくりを進めてきました。
- 第7期計画では、認定者や一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の割合などの増加に対し、平戸市独自の状況を考慮した「地域包括ケアシステム」の構築のため、以下の基本方針のもと事業を展開しています。

▼第7期計画における「平戸市が目指す高齢社会像」

一人ひとりの高齢者が、
「自分らしさ」を発揮しながら
生涯「自分らしく」暮らし続けることができるまち

▼第7期計画における基本方針

1 高齢者を支える地域づくり

2 介護予防・日常生活支援の推進

3 介護サービスの充実

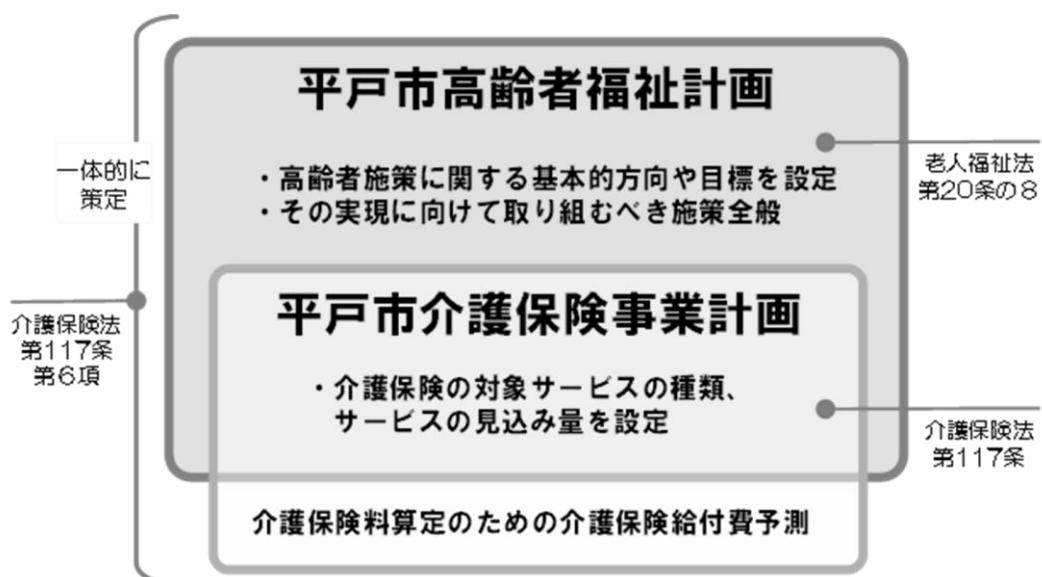
- 高齢化の進展が著しい平戸市では、2025年よりも早く高齢者人口のピークが訪れ、その後は減少に転じていくことが予想されています。
- 今回の「第8期平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます。)は、高齢者人口の移り変わりや、市民アンケート調査などにより把握した高齢者を取り巻く状況、第7期計画の実績を踏まえ、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進し、平戸市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立を目指して策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠と目的

- 本計画は、平戸市における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。
- 老人福祉計画にあたる「平戸市高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すものです。
- 介護保険事業計画にあたる「平戸市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、**介護保険料算定のための介護給付費を予測するなど**、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。

▼図3 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



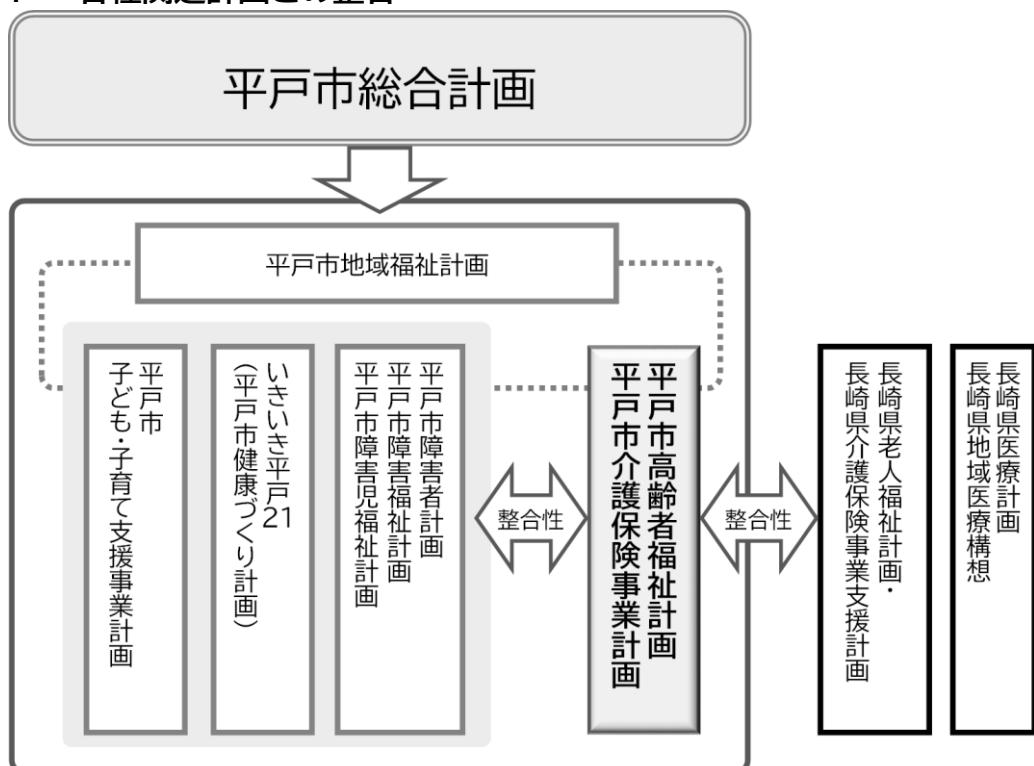
(2)各計画との整合

○本計画は、市の最上位の計画である「平戸市総合計画」の理念を踏まえた高齢者保健福祉分野の個別計画として位置づけます。

○本計画は、第7期計画に引き続き、地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、「平戸市地域福祉計画」等の各種福祉関連計画等との整合を図りながら策定します。

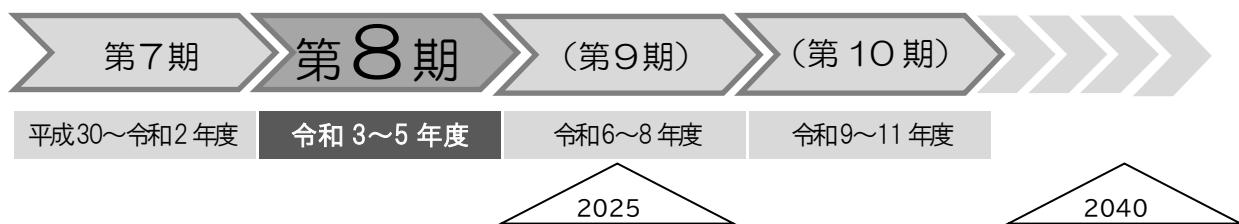
○また、国の基本指針、県の「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」、「長崎県医療計画」「長崎県地域医療構想」とも整合を図り策定します。

▼図4・各種関連計画との整合



(3)計画の期間

○本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする3か年の計画です。



4 アンケート調査の実施

○計画の策定にあたり、以下の市民アンケート調査を実施しました。

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

○生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、認知症相談
窓口の認知度などの観点から高齢者の状況やニーズを把握するための調査。

○調査対象者:市内在住の65歳以上の方(令和元年10月末日現在)で、「要介護認定を受けている方」または「要支援1・2の認定を受けている方」の中から無作為抽出した1,000人

○調査方法:地区民生委員・職員による回収

○調査期間:令和元年12月～令和2年1月

○配布・回収状況

配布・調査件数	有効回収数	回収率
1,000票	944票	94.4%

(2)在宅介護実態調査

○要介護者の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するための調査。

○調査対象者:市内在住の要介護認定申請(更新、区分変更)者とその家族

○調査方法:認定調査員による調査、回収

○調査期間:令和元年6月～令和2年2月

○配布・回収状況

配布・調査件数	有効回収数	回収率
338票	338票	100%

5 その他の調査の実施

(1)サービス提供事業者調査

○本市の高齢者の方にサービスを提供されている事業者の皆さんに、現在のサービス提供の状況や今後のサービス提供のあり方などについて伺う。

(2)在宅生活改善調査

○市内全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に、「(自宅等にお住まいの方で)現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」についての状況を伺う。

Ⅱ 第8期介護保険事業計画について

1 国の第8期基本指針で検討されている事項

○介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。現在、第8期の基本指針について以下のような事項の検討が進められています。

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

※社会保障審議会介護保険部会(第91回)資料2-1 令和2年7月27日 より

2 計画策定における主なポイント

(1)地域包括ケアシステムの深化・推進

○介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、令和7(2025)年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。第8期計画は、引き続き本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とします。

(2)令和7(2025)年、さらに令和22(2040)年を見据えた計画の作成

○第7期と同様、第8期計画期間中の介護需要、サービスごとの量の見込みや保険料水準の推計に加え、令和7(2025)年度の需要や保険料水準を推計します。

○また、第8期の基本指針において、令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤整備の重要性の記載が検討されていることから、介護離職ゼロの実現に向けたサービス、地域医療構想との整合性などにおいても中長期的な視野に立った検討を行います。

(3)地域共生社会の実現

- 地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。
- 第7期の基本目標を基に、共に支え合う地域社会の形成を目指した計画とします。

(4)介護予防・自立支援施策の充実・推進

- 高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、近年、高齢者福祉の分野でよく言われる「フレイル」への対応が大切です。フレイルは、健常から要介護へ移行する中間の状態で、筋力の低下などの身体的要素、認知症やうつなど精神的・心理的要素、1人暮らしや引きこもり、経済的困窮などの社会的要素の3つが悪循環を起こすことが最も懸念されるところです。
- これは同時に、適切な支援を受けることができれば健常な状態に戻ることができる時期でもあります。平成26(2014)年の介護保険法改正により地域支援事業の中に創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」といいます)は、地域の実情に応じた多様なサービスの充実により要支援者等に対する効果的な支援等を目指すもので、本市においても第7期計画から本格的に開始されています。

- 可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画による総合事業と、高齢者保健福祉計画による様々な取組を効果的に融合させ、介護予防・自立支援をさらに進める計画とします。

(5)認知症施策の推進

- 認知症の人の数は、令和7(2025)年には全国で約700万人(約20%)となると推計され、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。
- 基本指針では、令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」などの施策の推進を基本的事項に盛り込むことが検討されています。これらの国の動きと、本市の状況を勘案しながら、認知症施策を検討します。

(6)介護人材確保の取組

- 介護ニーズが高まる一方、それを担う介護職員が不足すると見込まれており、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた

介護人材の育成・確保の必要性や重要性を記載し、継続して行う計画とします。

(7) 第7期計画の実施状況の確認、評価及び把握

○第8期計画作成においては、「第7期計画の自己評価を今まで以上に踏まえる必要※」があるとされています。

○第7期計画の実施状況について、直近の実績値等を踏まえながら、計画との比較確認を行い、乖離が生じている場合にはその要因を整理し、第8期の事業や施策の運営について、より現実的で実効性のある計画としていきます。

(8) その他(現在検討を行っている事項)

○医療計画との整合性の確保:高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図るため、「長崎県医療計画」や「長崎県地域医療構想」等との整合性を確認していきます。また、「在宅医療・介護連携の推進」について、指針での改訂が検討されている「看取りや認知症への対応強化」等の観点からの検討を行います。

○保険者機能の強化:平成29(2017)年の地域包括ケア強化法において、保険者機能の強化が重点項目として掲げられた一環で「保険者機能強化推進交付金」が創設されています。また、令和2年度には介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」も創設されています。2つの交付金を活用して、保険者機能の強化を図る施策を検討していきます。

3 計画に盛り込む主な事項

«総論» 計画の概要・現状評価・今後の見通し

- 計画の背景と目的、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制
- 高齢者等の現状と課題、アンケート調査結果の概要
- 平戸市が目指す高齢社会像、施策の体系、日常生活圏域の設定

«各論» 計画期間中の取組

- 高齢者福祉施策(健康づくりの推進／生涯学習・スポーツの推進／社会参加の推進／生活支援サービスの充実／権利擁護の推進／安全・安心のまちづくり／介護事業者及び介護者への支援／など)
- 地域支援事業の充実 ○地域包括ケアシステムの深化・推進
- 要介護認定者数の推計
- 介護保険料の推計 ○計画の推進と評価
- 各年度における介護給付費等対象事業の種類ごとの量の見込、各年度における地域支援事業の量の見込 など